

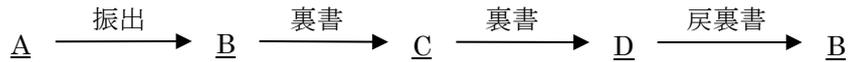
## 7. 特殊の裏書

### 7-1. 戻裏書

#### (1) 意義

##### **事例 7-a** 戻裏書

振出人 A が B を受取人として振り出した約束手形が、B→C、C→D と裏書譲渡された後、D が手形を B に裏書譲渡するとき、D→B の裏書が戻裏書である。



手 11Ⅲ・77Ⅰ① ⇔ 混同 (民 520)

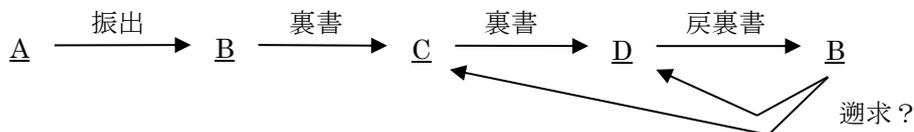
B が戻裏書によって手形を再取得する理由

⇔ D から手形の交付を受け、「B→C」「C→D」の裏書を抹消

#### (2) 戻裏書と遡求

##### **事例 7-b** 戻裏書と遡求

事例 7-a で D→B の戻裏書の後、B は満期において手形を支払呈示したが A が支払を拒絶した。B は C・D に遡求することができるか。



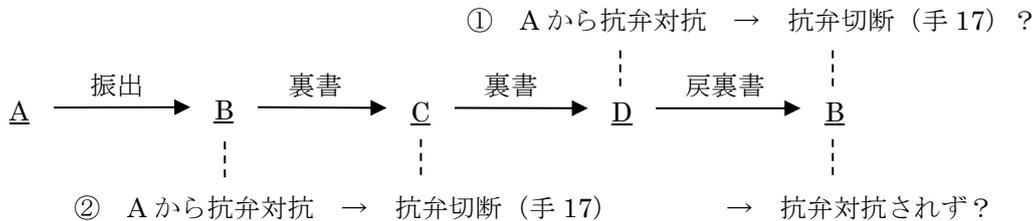
最判昭 36・11・24 判時 302-28 (A の B に対する手形債務を保証する趣旨で C・D が裏書)

## (3) 戻裏書と人的抗弁

**事例 7-c** 戻裏書と人的抗弁

① 事例 7-a で A が D に対して主張できる人的抗弁を有していた場合、B への戻裏書によってその抗弁は切断されるか。

② 事例 7-a で A が B に対して主張できる人的抗弁を有していたが、C への裏書によってその抗弁が切断された場合、戻裏書後の B はその抗弁を対抗されなくなるか。

**最判昭 40・4・9 民集 19-3-647**

「手形の振出人が手形所持人に対して直接対抗し得べき事由を有する以上、その所持人が該手形を善意の第三者に裏書譲渡した後、戻裏書により再び所持人となった場合といえども、その手形取得者は、その裏書譲渡以前にすでに振出人から抗弁の対抗を受ける地位にあつたのであるから、当該手形がその後善意者を経て戻裏書により受け戻されたからといつて、手形上の権利行使について、自己の裏書譲渡前の法的地位よりも有利な地位を取得すると解しなければならない理はない。それ故、本件にあつては、振出人たる [A] は、戻裏書により再び所持人となった [B] に抗弁事由を対抗できるものといわねばならず…。」

**信義則上戻裏書と同視される場合 [テキスト 13.1.1(3)]****最判昭 52・9・22 判時 869-97**

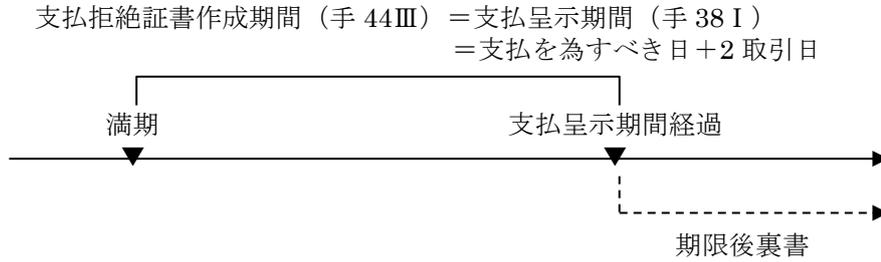
B (受取人) が C (銀行) に手形を裏書譲渡 (手形割引)、その後、C から、B の代表取締役 D に手形を裏書譲渡 (割引手形の買戻) という事例

→ B と D は密接に経済的利害を共通にするため、C から D への裏書は、信義則上 C から B への戻裏書と同一に評価すべき

＝振出人 A は、B に対する人的抗弁を D に対抗することができる

## 7-2. 期限後裏書

### (1) 意義 (手 20 I・77 I ①)



期限後かどうかの判定 (最判昭 55・12・18 民集 34-7-942) [テキスト 13.1.2]

### (2) 効力

権利移転的効力・資格授与的効力・手 40 III ⇔ 担保的効力・善意取得・人的抗弁の切断

## 7-3. 公然の取立委任裏書

### (1) 意義 (手 18 I・77 I ①)

裏書人	A
(目的) 取立のため	
被裏書人	B 殿

### 代理権の範囲 (手 18 I・77 I ①)

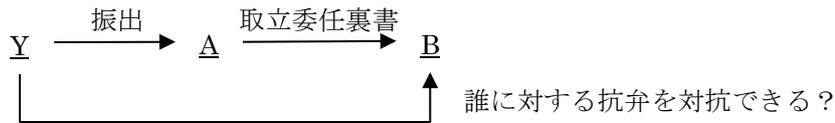
手形上の権利の行使、取立委任裏書 ⇔ 処分 (免除、和解、譲渡)

(2)効力

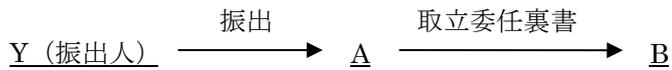
代理権授与的効力・形式的資格（代理権）・手 40Ⅲ

⇔ 権利移転的効力、担保的効力、善意取得

(3)公然の取立委任裏書と人的抗弁（手 18Ⅱ・77Ⅰ①）



(4)公然の取立委任裏書と裏書の連続



裏書人	A
(目的) 取立のため	
被裏書人	B 殿

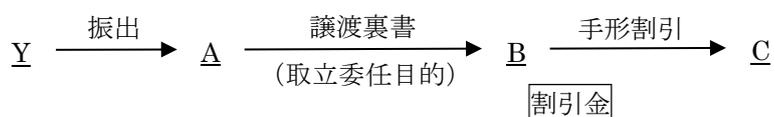
A が取立委任を撤回して手形を回収  
but 取立委任裏書を抹消せず  
→A に裏書の連続（手 16Ⅰ）あり？

(5)取立委任文句の抹消——最判昭 60・3・26 判時 1156-143(譲渡裏書としての効力発生時)

裏書人	A
(目的) <del>取立のため</del>	
被裏書人	B 殿

## 7-4.隠れた取立委任裏書

## (1)意義



## (2)法的性質

## 最判昭 31・2・7 民集 10-2-27

「手形行為の効力は、原則として、当事者の具体的意思如何にかかわらず行為の外形に従つて解釈せらるべきであるから、隠れたる取立委任裏書の場合にあつても、手形上の権利は、通常の裏書におけると同様裏書人から被裏書人に移転し、取立委任の合意は単に当事者間の人的抗弁事由となるに止まる…。」

## 最判昭 44・3・27 民集 23-3-601

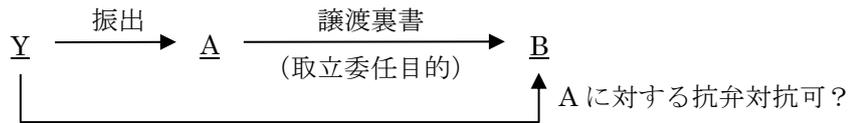
「いわゆる隠れた取立委任裏書…は、裏書人が自己の有する手形債権の取立のため、その手形上の権利を信託的に被裏書人に移転するものと解すべきである（当裁判所昭和…三一年二月七日第三小法廷判決、民集一〇卷二号二七頁参照）…。」

→信託裏書説

## 資格授与説 [テキスト 13.2.2]

- ・隠れた取立委任裏書によって権利は被裏書人に移転せず、被裏書人は自己の名をもって裏書人のために手形上の権利を行使する資格・権限を有するのみ
- ・信託裏書説も、実際には、様々な問題について資格授与説と同様の結論を導く（手形債務者が主張できる抗弁、被裏書人が義務に違反して手形を裏書譲渡した場合の取得者の保護、被裏書人が破産した場合の裏書人の取戻権、裏書人が破産した場合の手形債権の帰属 etc.）

(3)隠れた取立委任裏書と人的抗弁

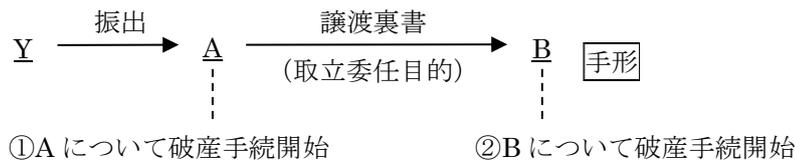


(4)隠れた取立委任裏書と破産

**事例 7-d** 隠れた取立委任裏書と破産

振出人 Y が A を受取人として振り出した約束手形が、取立委任のため B に譲渡裏書された。

- ① A について破産手続が開始されたとき、A の破産管財人は、手形が A の破産財団に属する (A の財産として A の債権者の満足のために用いられる) と主張することができるか。
- ② B について破産手続が開始されたとき、A は手形について取戻権 (破 62) を有するか (A は手形が B に属しないとしてこれを取り戻すことができるか)。



7-5.質入裏書 [テキスト 13.2.4]

裏書人      A
(目的) 担保のため
被裏書人    B 殿

質入裏書 (手 19・77 I ①)    ⇔    譲渡担保